

## 視覚・聴覚障害者の方に対する避難情報の提供について

### 1 避難情報を提供する対象者（以下のすべてに該当する方）

- (1) 視覚障害（障害等級1・2級）の方、又は聴覚障害（障害等級2級）の方（総合等級ではなく個別等級）
- (2) ひとり暮らし、又は視覚・聴覚障害者のみからなる世帯の方  
※同居者が仕事等の理由で単身となる場合は、ひとり暮らしとみなします。
- (3) 携帯電話を保有せず、固定電話、FAX電話のみを保有している方
- (4) 病院や社会福祉施設等に入院又は入所していない方

### 2 避難情報の提供方法

- (1) 視覚障害者：固定電話（機械音声）  
※応答がない場合は、3回まで繰り返し電話が掛かります。
- (2) 聴覚障害者：FAX
- (3) 視覚・聴覚障害者：固定電話及びFAX

### 3 避難情報の内容等

(1) 避難情報の内容は、緊急速報メールと同様とします。

※緊急速報メールとは、気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報、市が配信する避難情報を対象エリアにいる方に対して強制的にメールを配信するサービスです。

(2) 避難情報は、行政区単位で提供します。

### 4 避難情報の提供に係る登録申請等

(1) 避難情報の提供を希望する方は、下記（危機管理室）に別紙の登録申請書を郵送してください。

※各区役所の高齢者・障害者相談窓口でも受付しています。

(2) システムの登録に2週間程度の時間を要します。

(3) 定期的にテスト配信を行います。

### 5 その他

(1) 携帯電話を保有している方は申請できません。新たに携帯電話を保有した場合は、下記までご連絡ください。

(2) 住所、電話番号、FAX番号に変更があった場合は、危機管理室までご連絡ください。連絡がない場合は、避難情報が提供されないことがありますのでご注意ください。

(3) 通話料・通信料は市が負担しますが、電話機等の設置に係る費用、FAX用紙やインクは申請者の負担になります。

6 郵送先、サービスについてのお問い合わせ先

〒803-8501

小倉北区域内1-1

北九州市役所 危機管理室 危機管理課

(電話番号) 582-2110